

# みなと VISA カード法人会員規約 (コーポレートカード用・会社一括方式) 会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>みなとVISAカード法人会員規約 (コーポレートカード用・会社一括方式)</p> <p>一般条項</p> <p>第6条 (カードご利用枠) (中略)</p> <p>3. カードご利用枠のうち、使用者のキャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき <b>50万円</b> を超えない範囲で会員が申し出た金額で、当社が定めるものとします。</p> <p>第12条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等) (中略)</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 (中略)</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他 <b>これらに準じる</b> 当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合 (第三者を利用して行った場合を含む) (中略)</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項 <b>第9号、第10号または第11号</b> の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>第14条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ち</p>	<p>みなとVISAカード法人会員規約 (コーポレートカード用・会社一括方式)</p> <p>一般条項</p> <p>第6条 (カードご利用枠) (中略)</p> <p>3. カードご利用枠のうち、使用者のキャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき <b>20万円</b> を超えない範囲で会員が申し出た金額で、当社が定めるものとします。</p> <p>第12条 (カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等) (中略)</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。 (中略)</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合 (第三者を利用して行った場合を含む) (中略)</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項 <b>第9号または第10号</b> の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>第14条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ち</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

**みなと VISA カード法人会員規約  
(コーポレートカード用・会社一括方式) 会員規約新旧対照表**

改定後	改定前	備考欄
<p>に支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(5)会員または使用者が第12条第4項<u>第9号、第10号または第11号</u>の事由に該当したことが判明した場合</p> <p><u>(2026年4月改定)</u></p>	<p>に支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(5)会員または使用者が第12条第4項<u>第9号または第10号</u>の事由に該当したことが判明した場合</p> <p><u>(2025年4月改定)</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>